契　　約　　書　（案）

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、○○○○（以下「乙」という。）を受注者として、次表のとおり物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　名 | デジタル採点支援システムライセンス及びカラースキャナー | | | | | |
| 契約金額 | **￥　　　　　　　　　　　‐**  （うち消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　円） | | | | | |
| 品名別内訳 | | | | | | |
| 品　　名 | | | 金　　額 | | 使用期間/納入期限 | 納入場所 |
| デジタル採点支援システム  ライセンス  （詳細は仕様書のとおり） | | | **￥　　　　　　　　　　　‐**  （うち消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　円） | | 令和７年４月１日（火）～令和８年３月３１日（火） | 仕様書の  とおり |
| カラースキャナー  （詳細は仕様書のとおり） | | **￥　　　　　　　　　　　‐**  （うち消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　円） | | 令和７年４月３０日（水） | | 仕様書の  とおり |

（信義則）

第１条　甲及び乙は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

【契約保証金を免除しない場合】

第２条　乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には、利息をつけない。

３　甲は、乙が賃貸借契約をすべて履行したとき、第１項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金を免除する場合（財務規則第３項１号又は第３号に該当する場合】

第２条　契約保証金は佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第35号）第115条第3項第１号（又は３号若しくは４号）により免除する。

（検査）

第３条　乙は、物品を納入しようとするときは、甲の指定する場所において検査を受けなければならない。

２　前項の検査は、物品納入の際、乙の立会いのもとに行うものとする。ただし、検査に期日を要するものについては、前項の申出があった日から10日以内に検査を行うものとする。

３　前項の規定による検査に合格しないものがあったときは、乙は、その負担で物品を取り替えさらに検査を受けなければならない。

（納入）

第４条　乙は、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。

（指示）

第５条　乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（契約の履行）

第６条　乙が行う契約の履行は、第３条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納　　 　入したときをもって完了するものとする。

（危険負担）

第７条　契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡などの禁止）

第８条　乙は第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しく　　 　は義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認め 　　　 るときは、契約を解除することができる。

（１）　履行期間までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。

（２） 契約履行につき不正の行為があったとき。

（３） 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。

（４）　自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（損害賠償及び違約金）

第10条　乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに物品を完納しないと　　　　きは、遅延日数につき年２．５％の割合で算定した額の金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

２　甲は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の

10分の１の額を徴収する。また、この場合において、なお損害があるときは、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

（代金の支払）

第11条　甲は、乙が、第３条の検査に合格した後、乙が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に代金の支払いをするものとする。

２　前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５％の割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

（個人情報の保護）

第12条　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第13条　乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は別記２「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（契約内容の不適合に係る責任）

第14条　乙は、物品の納入後、別紙仕様書に定める期間内に正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障又は発見された契約内容の不適合については、自己の負担で修理又は交換するものとする。

（疑義の解決）

第15条　この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものと　　　　　する。また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持するものとする。

令和　７年　　月　　日

　 　 甲 住　　所　　佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号

氏　　名 佐賀県教育員会事務局

　　　　　　教育DX推進グループ

　　　　　　推進監

　 乙 住　　所

　 社　　名

　 代表者名